

## 全項目評価書に係る国民からの意見聴取について

### 1. 背景

- 番号法第 27 条第 1 項は、評価書を「公示し、広く国民の意見を求めるものとする。」と定める。これを受けた指針（たたき台）は、評価実施機関は、「全項目評価書を作成後、これを公示して広く国民の意見を求めなければならず、これにより得られた意見を考慮して全項目評価書に必要な見直しを行わなければならない。」としている。
- しかし、具体的な意見聴取の方法・期間について番号法、指針（たたき台）は定めていない。

### 2. 意見聴取の方法について委員会が示す必要

- 特定個人情報保護評価は、番号制度導入に伴う諸懸念に対応し、国民・住民からの信頼を獲得することを目的とする。とりわけ全項目評価書の作成過程における国民からの意見聴取は、その重要なツールである。
- しかし、意見聴取の方法・期間について何も示されていない場合、不適切な方法で意見聴取が実施され、結果的に国民・住民の信頼を損なう恐れがないとは言えない。よって、意見聴取の方法・期間について委員会として示すことが必要と考えられる。

### 3. 意見聴取の方法・期間についての検討

- 国民・住民からの信頼を獲得するという目的に照らし、多くの国民・住民の目に触れる方法で、一定の期間を設けることが必要と考えられる。

（行政機関等の場合）

- 行政手続法は意見公募手続（パブリック・コメント）を定めている。全項目評価書に係る意見聴取は行政手続法上の意見公募手続の対象ではないが、両者の基本的な趣旨は共通しており、行政機関等が作成する全項目評価書に係る意見聴取の方法について、行政手続法上の意見公募手続に準ずることは合理的と考えられる。
- 行政機関については e-Gov（総務省が運営する行政ポータルサイト）への掲載が考えられる。実際、多くの行政機関が e-Gov を利用し、行政手続法に基づかない任意の意見募集を実施している。また、情報提供ネットワ

ークを介した情報連携を行う事業者等については、例えば、事業者等自身のウェブサイトへの掲載、電子メール・郵送等によるコメント受付により実施することが考えられる。

- 期間についても、行政手続法上の意見聴取手続は 30 日以上としつつ（同法第 39 条第 3 項）、やむを得ない理由がある時はその理由を明らかにした上で短縮することを認めており（同法第 40 条第 1 項）、行政機関等による全項目評価書に係る意見聴取もこれに倣うことが考えられる。
- 特定個人情報保護評価は、原則としてシステム開発前に実施することが義務付けられており、そのような段階で意見聴取のために長い期間を設けることは、作業全体のスケジュールに悪影響を及ぼすことも考えられ、特段の事情があれば短縮することも認められるべきと考えられる。

（地方公共団体等の場合）

- 地方公共団体については、条例等に基づく住民からの意見聴取の仕組みがある場合はその仕組みを用いることが考えられるが、特にそのような仕組みがない場合は、上記の行政機関等の方法・期間に準じて実施することが考えられる。

#### 4. 指針修正案

- 以上より、委員会として示す指針には次のように記載してはどうか。（その他の点は「解説」に記載。）

（行政機関等：委員会による承認対象）

- 全項目評価書を公示し国民からの意見を聴取する期間は原則として 30 日以上とする。ただし、特段の理由がある場合には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上で短縮することができる。

（地方公共団体等）

- 全項目評価書を公示し国民からの意見を聴取する期間は原則として 30 日以上とする。ただし、特段の理由がある場合には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上で短縮することができる。地方公共団体等が条例等に基づき住民からの意見聴取等の仕組みを定める場合は、これに従うことができる。

（以上）